

鳥取市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月26日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第51号

鳥取市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則の一部を改正する規則

鳥取市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則（平成29年鳥取市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の9」を「第31条の10」に改める。

第3条第1項第1号イ中「所得水準であること。」の次に「（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。」を加え、同号ウ中「1年」を「6月」に改める。

第4条中「1年」を「6月」に改め、同条中第13号を第15号とし、第12号の次に次の2号を加える。

(13) シスコシステムズ認定資格

(14) L P I 認定資格

第5条第1項ただし書を削り、同条第2項中「平成30年4月1日より、」を削り、「36月」を「48月」に改める。

第6条第1項第1号中「、法第31条」を「及び法第31条」に改め、「、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしてい

ない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を削り、「同法の施行地」を「地方税法の施行地」に改め、「月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円）」を「養成機関における課程の修了までの期間が12月以上である場合にあっては月額10万円（当該期間の最後の12月間については、月額14万円）、当該期間が12月未満である場合にあっては月額14万円」に改め、同項第2号中「月額7万500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額11万500円）」を「養成機関における課程の修了までの期間が12月以上である場合にあっては月額7万500円（当該期間の最後の12月間については、月額11万500円）、当該期間が12月未満である場合にあっては月額11万500円」に改める。

第7条中「1年」を「6月」に改める。

第8条第2項第1号イを次のように改める。

イ 次に掲げるいずれかの書類

- (7) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し
- (4) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（受給

希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第1号の2)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

- (7) 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第1号の2)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

第8条第2項第1号中ウを削り、同号エ中「(当該対象者又は当該対象者と同じの世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類)」を削り、同号エを同号ウとし、同号オを同号エとし、同項第2号イを次のように改める。

イ 次に掲げるいずれかの書類

- (7) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し
- (4) 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(所得税

法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第１号の２）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

- (㊦) 当該対象者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合には、３年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第１号の２）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

第８条第２項第２号中ウを削り、エをウとし、同号オ中「並びに当該修了支援給付金対象者又は当該修了支援給付金対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(１月から７月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類」を削り、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同条第３項第１号中「(児童扶養手当証書を除く。)及びウ並びに」を「((ア)を除く。)及び」に、「(児童扶養手当証書を除く。)及びウに」を「((ア)を除く。)に」に改める。

第１０条第２項第２号中「及びウ」を削る。

様式第１号中

「
⑥申請者と同一の世帯に属するものの氏名等について
を

「
⑥申請者と同一の世帯に属するものの氏名等について
(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で生計を同じくする方は記載してください。)
に、

「
上記 1 から 5 までに記載した者のうち、婚姻 (※) によらないで母又は父となったもので、現に婚姻 (※) していないものがある場合、該当する番号にレ点をしてください。
(※) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 上の婚姻
を
(備考)

「
(備考)
に

改め、

「
・ 同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類
① 対象者及びその者の子の戸籍謄本
を削る。
② 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書
」

様式第 1 号の 2 中「38 万」を「48 万」に改める。

様式第 5 号中

「

申請者と同一の世帯に属するものの氏名等について

を

」

「

申請者と同一の世帯に属するものの氏名等について
(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で生計を同じくする方は記載してください。)

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和6年8月30日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。